

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

November 2023



**EY** 安永  
Building a better  
working world

# EY Taiwan

## JBS NEWSLETTER

### - November 2023 -

# 従業員の給与・インセンティブの 税務上の費用計上に係る規定整理

#### ▶ はじめに

グローバル経営モデルにおいては、従業員の台湾境外への派遣や外国人従業員を台湾へ派遣して業務をすることが一般的となっています。

従業員は企業にとって最も重要な資産であり、優秀な人材を確保するためには合理的な給与・インセンティブ報奨制度が重要な交渉材料となります。高い給与、高い報酬、果たして企業が投入する人件費は税務上も給与費用として認められるのでしょうか。

今月のJBS NEWSLETTERでは、給与費用の計上に関する規則を整理し、税務上の費用計上にあたっての注意事項を解説します。

#### ▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 従業員の給与報酬の費用計上に係る税法関連規定の整理
- ▶ 株式報酬に係る給与費用認識に係る規定
- ▶ 台湾から境外へ駐在員を派遣した場合の当該海外駐在員の給与費用認識に係る規定
- ▶ 外国人従業員の関連費用認識に係る規定

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

**EY** 安永

Building a better  
working world

# 従業員の給与・インセンティブの 税務上の費用計上に係る規定整理



## 従業員の給与報酬の費用計上に係る税法関連規定の整理

法令条文	内容
営利事業所得税 審査準則第62条	本業及び付随する業務の運営以外の費用及び損失は、費用又は損失として計上することができない。
営利事業所得税 審査準則第71条	<p>給与支出：</p> <p>一、給与総額には、給与、俸給、賃金、手当、ボーナス、事業利益の分配、会社の持分である金融商品の価格を基礎とした給付、退職金、労働保険年金、養老年金、解雇手当、定期定額給付の交通費、及び食事・宿泊費、各種補助及びその他の給付が含まれる。</p> <p>二、会社、協同組合の従業員の給与で事前に決定又は約定されている場合、業務を執行する株主、董事、監察人の給与で定款に規定されているか又は株主総会あるいは社員総会で事前に決議されており損益の状況を問わず必ず給付される場合、事実により認定される。</p> <p>三、パートナーシップ組織及び単独資本組織において業務を執行するパートナー、出資者及びマネージャーの給与で損益の状況を問わず必ず支払わなければならない場合、事実により認定される。その他の従業員の給与のうち損益の状況を問わず必ず給付される場合、規定された通常水準を限度とし、超過部分についてはその計上は認められない。上記給与にかかる通常水準は、財政部各地域の国税局が会計年度開始の2カ月前に調査し草案を作成の上、財政部に報告して査定を受けるものとする。</p> <p>四、会社が従業員にインセンティブや賞与として、従業員株式報酬、従業員新株予約権証券の発行、現金増資にて従業員が引き受ける株式予約権、自己株式を買い戻して従業員に譲渡する等の方法にてこれらを給付する場合、2008年7月1日以降、事実により給与費用として認定される。</p> <p>五、会社の株主、董事又はパートナーがマネージャー又は従業員を兼務している場合、一般従業員とみなし、その給与支出は事実により認定される。</p> <p>六、給与支出が定額ではなく、会社定款、株主総会の決議、共同契約又はその他コミットメントによって一定の計算方法がある場合で、第2号及び第3号の規定に合致する場合、その計上を認める。</p> <p>七、外国技術者を雇用するための給与支出は、帳簿を調査する際に提示された雇用契約書に基づき事実により認定される。</p>

# 従業員の給与・インセンティブの 税務上の費用計上に係る規定整理

ここから、従業員へのインセンティブ、台湾外へ派遣した駐在員の給与費用、及び台湾で勤務する外国人の給与費用の計上に関する規定をそれぞれ整理します：



## 営利事業者の従業員株式報酬の給与費用認識に係る規定

近年、従業員株式報酬は、優秀な人材を引き寄せるための有力なツールとなっています。しかし、会社が税務上給与費用として計上するための条件は何か。以下、説明をします。

### 適用対象

- ▶ 会社の従業員
- ▶ 一定の条件を満たす支配会社又は被支配会社の従業員（定款に明記することが必要）

### 給与費用として申告できる従業員株式報酬

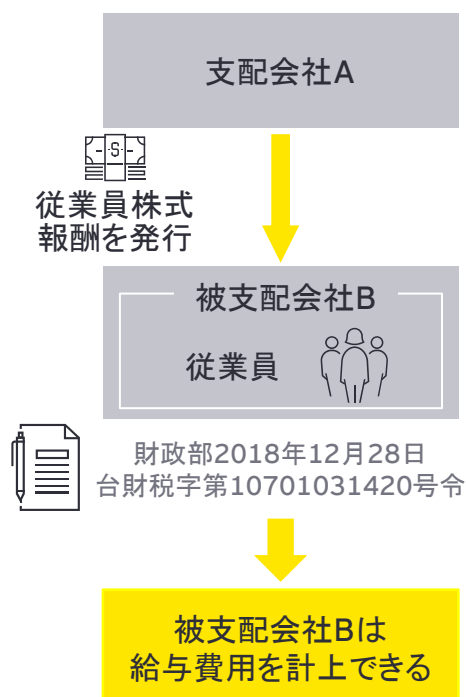
- ▶ 従業員の労働の対価としての株式報酬
- ▶ 現金増資による従業員への割当
- ▶ 従業員への自己株式の譲渡
- ▶ 従業員ストックオプションの発行
- ▶ 従業員への制限条項付き新株の発行

### グループ企業が従業員株式報酬を他のグループ企業に割り当てる場合の給与費用の計上に関する規定

グループ企業が、人材の確保や従業員への報酬を目的として株式報酬を給付することがあります。この場合、親会社の従業員が子会社から関連する報酬を受け取るか、又は子会社の従業員が親会社から報酬を受け取るかにかかわらず、営利事業所得税を申告する際に給与費用として計上できます。

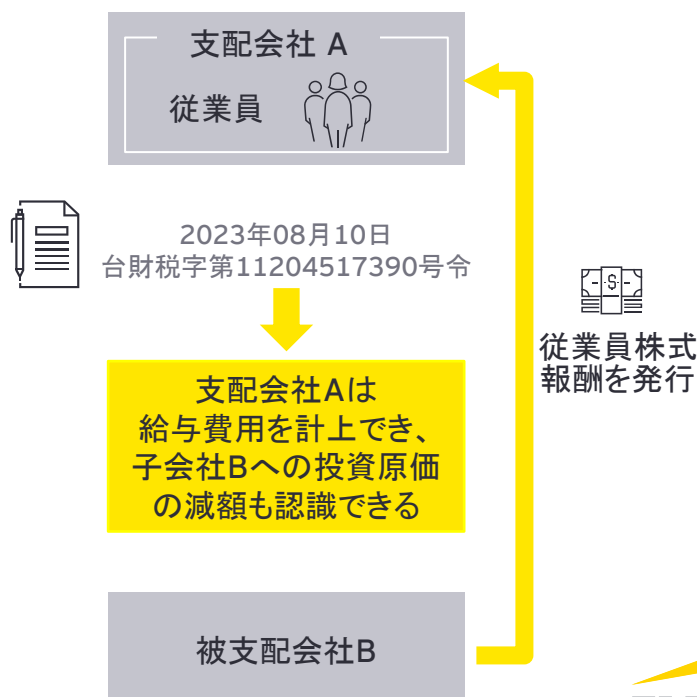
#### ◎子会社の従業員が

親会社から報酬を受け取るケース



#### ◎親会社の従業員が

子会社から報酬を受け取るケース



# 従業員の給与・インセンティブの 税務上の費用計上に係る規定整理

## グループ企業が従業員株式報酬を他のグループ企業に割り当てる場合の給与費用の計上に関する規定(続)

### ◎その他収入への振替

- ▶ 支配会社又は従属会社の従業員が以下の理由によって報酬を受け取っていない場合、被支配会社又は支配会社は、計上した給与費用を**放棄年度**、**請求権消滅年度**、**没収年度**又は**失効年度**の利益として計上する必要があります。
  - 割り当てられた従業員報酬を放棄した場合
  - 請求権が期限内に使用されず、時効により消滅した場合
  - ストックオプションが、報酬制度によって定められる勤続年数や条件を満たしていない場合
  - 既存のストックオプションが期間満了により失効した場合

## 従業員株式報酬の投資控除適用申請に係る関連規定

- ▶ 営利事業者の研究開発費のうち、研究開発業務に従事する常勤職員の給与費用に従業員株式報酬が含まれる場合、営利事業者は付与日の金融商品の公正価値に基づいて給与費用を認識します。従業員に一定の勤続年数を義務付ける場合は、権利確定期間における当該従業員の役務提供によって給与費用を認識します。ただし、営利事業者が**投資税額控除の適用を申請する場合、実際に発行された又は行使された金額に基づいて投資控除に適用される税額が計算されます。**



### 実例説明:

A社は、当年度に研究開発計画があり、主管機関の審査を受けた結果、「会社又は有限責任事業の研究開発費に係る投資税額控除の適用に関する措置」の要件を満たしています。

A社は、当年度、従業員へ自己株式を2回譲渡しており、それぞれ 150 万元及び 120 万元の給与費用を計上し、研究開発に係る投資税額控除を申請しました。

ただし、社内手続きの事情により、A社の2回目の従業員に対する自己株式の譲渡の実際の割当日は翌年の初めとなりました。この場合、当年度においては実際に割り当てられていないため、A社の当年度の投資税額控除適用額を計算するにあたって、2回目の従業員に対する自己株式の譲渡にかかる給与費用120万元は除外する必要があります。

# 従業員の給与・インセンティブの 税務上の費用計上に係る規定整理



## 営利事業者の海外駐在員の給与費用認識に係る規定

グローバル経営モデルにおいて、企業が台湾境外の関係会社へ従業員を派遣することは避けられません。しかし、これら台湾境外に派遣された従業員が台湾の会社から給与を受け取っている場合、その費用は税務上どのように申告するのでしょうか。これについて、以下の通り整理し説明します。

### 営利事業者の海外駐在員の給与費用の認識要件

- ✓ 雇用及び給与支給に関する事実があること。
- ✓ 業務内容が、会社の本業又は付随する業務であること。  
このため、関係会社に役務を提供している場合には、対応する役務収入を請求する必要があります。
- ✓ 認識する費用は、真実性、必要性、合理性の条件を満たしていること。
- ✓ 証明書類を提示できること。

### 海外駐在員が本業又は付随する業務に従事していることを証明できる書類

- ✓ 海外赴任者の職責及び業務内容細目
- ✓ 営利事業者と駐在先企業との間の経済活動(売買、委託加工等)に関する契約書(権利義務を詳述する必要がある)又はその他の証明資料
- ✓ 毎日の業務場所、訪問対象、具体的な業務内容を詳細に記載した事業に関連する出張報告書及び関連証明書類



#### 事例説明:

B社は、その営利事業所得税申告書において、香港の子会社に派遣されている駐在員の給与費用2,000万元あまりを申告しています。税務当局の調査にあたって、香港に派遣された者は、海外顧客に対してアフターサービスと専門的な技術指導を提供するためであるとB社は説明しました。税務当局のさらなる調査の結果、B社が主張する海外顧客は、実際にはB社の顧客ではなく、香港子会社の中国における販売先であることが判明しました。B社は、当該駐在員の給与をB社の費用として申告しており、香港子会社に対して対応する役務収入を請求していなかったため、税法規定に合致しておらず、税務当局より費用が否認され追徴課税となりました。

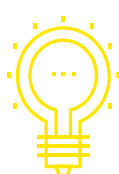
# 従業員の給与・インセンティブの 税務上の費用計上に係る規定整理



## 営利事業者の外国人従業員の関連費用認識に係る規定

台湾の会社が、一般外国人の従業員の派遣を受け入れ雇用する場合、当該一般外国人に支払われる主な各種費用や手当には以下が挙げられます。これに関連する課税規定を整理します。

費用	内容
旅費	<p>雇用契約において、外国人従業員とその家族の往復旅費を営利事業者が負担することが約定されている場合、当期の費用として計上することができます。</p> <p>外国人従業員の雇用期間における帰国休暇に係る旅費について、営利事業者が契約に基づき支給する場合には、従業員の個人部分については当期の費用として計上することができます。家族の部分については補助費用の性質であるため会計上は給与費用として処理されますが、規定に従い、当該外国人従業員の給与所得に含めて源泉徴収を行う必要があります。</p>
家賃や修繕費等	<p>前項の費用は、雇用契約に約定されている場合、営利事業者の当期の費用に計上することができ、外国人従業員の課税所得とみなされません。</p>
水道光熱費、清掃代、電話代、消耗品の購入費	<p>これらの費用は、営利事業者による外国人従業員に対する補助として、給与費用として会計処理されますが、外国人従業員の給与所得に含めて課税されます。</p> <p>営利事業者が外国人従業員の使用のために耐久性のある家具を購入し、当該営利事業者の財産目録に計上されている場合、営利事業者は規定に従い減価償却費を計上することができ、当該外国人従業員の給与所得に含めて課税されません。</p>
子どもの教育費	<p>外国人従業員の子どものために支払われる教育費は、営利事業者による外国人従業員に対する補助であり、給与費用として会計処理されますが、外国人従業員の給与所得に含めて課税されます。</p>
その他費用	<p>外国人を台湾に派遣し業務のために雇用する雇用契約が締結されている場合、台湾への渡航及び帰国時の荷物の運送費用は、事実に基づきその他の費用として計上することができます。</p>
法人所得税	<p>営利事業者が外国人従業員の代わりに納める各種税金について、雇用契約又はその他の十分な証明書類により当該従業員の役務報酬の一部であることが約定されている場合で、かつ、既に給与所得として源泉徴収を行い、源泉徴収票を作成して発行されている場合、税務上、これを給与費用として計上することができます。</p> <p>当該外国人従業員の役務報酬の一部であることが合意されていない場合、税務上、営利事業者の費用又は損失として計上することができません。また、外国人従業員に代わって納めた税金は、営利事業者による外国人従業員への贈与とみなされ、外国人従業員のその他所得に含めなければならず所得税が課されます。</p>



営利事業者が「外国専門人材租税優遇の適用範囲」に該当する外国専門人材を雇用している場合、雇用契約に基づき支払った本人及びその家族の往復旅費、契約に約定される雇用期間における帰国休暇に係る旅費、引越費用、水道光熱費、清掃代、電話代、家賃、賃貸物件の修繕費、子どもの奨学金を費用として計上することができ、かつ、当該外国専門人材の課税所得に含める必要はありません。

# JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

## JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々  
の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



## バックナンバー

発行月	タイトル
2023年10月	クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法～台湾における事前申請について～
2023年9月	産業創新条例第10の2条の改正「台湾版CHIPS法」について
2023年8月	グローバル人材の確保ー外国人が台湾に入境するための複数の方法に関する検討
2023年7月	営利事業者の棚卸資産の廃棄に関する留意事項
2023年6月	国税局がどのように法人所得税の過少申告を発見しているか～その一般的な方法～
2023年5月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(営業税・源泉税・租税協定・移転価格税制)
2023年4月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(会計決算・法人所得税概要)
2023年3月	台湾における3層構造の移転価格文書の規定
2023年2月	台湾における個人所得税の基本事項及び留意事項～2022年度分の申告に向けて～
2023年1月	外国人に適用される台湾の退職金規定と退職所得にかかる課税について
2022年12月	移転価格税制上の留意事項(営業外の投資、比較可能対象等)
2022年11月	入境開放-アフターパンデミックでの人材異動に係る台湾入境ガイド
2022年10月	国境を越えたリモートワークの課題

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。



## EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

### 「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制(法人・個人)、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文もあるので、現地台湾人との討論やコミュニケーションもスムーズです。



### EY Taiwan JBS セミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2023年12月14日 2023年12月12日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2023年8月2日 2023年7月28日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2021年12月8日	WEBセミナー	決算直前セミナー／台湾法令アップデート

## 弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

### 安永聯合會計師事務所

#### 公司稅務諮詢服務

劉惠雯 稅務服務部營運長

02 2757 8888 88858

[heidi.liu@tw.ey.com](mailto:heidi.liu@tw.ey.com)

林宜賢 執業會計師

02 2757 8888 88870

[yishian.lin@tw.ey.com](mailto:yishian.lin@tw.ey.com)

周黎芳 執業會計師

02 2757 8888 88872

[sophie.chou@tw.ey.com](mailto:sophie.chou@tw.ey.com)

楊建華 執業會計師

02 2757 8888 88875

[chienhua.yang@tw.ey.com](mailto:chienhua.yang@tw.ey.com)

蔡雅萍 執業會計師

02 2757 8888 88873

[anna.tsai@tw.ey.com](mailto:anna.tsai@tw.ey.com)

孫孝文 執業會計師

02 2757 8888 88681

[jimmy.hw.sun@tw.ey.com](mailto:jimmy.hw.sun@tw.ey.com)

吳文賓 執業會計師

07 238 0011 88990

[ben.wu@tw.ey.com](mailto:ben.wu@tw.ey.com)

### JBS

清本 雅哉 副總經理

02 2757 8888 88830

[masaya.kiyomoto1@tw.ey.com](mailto:masaya.kiyomoto1@tw.ey.com)

橋本 純也 副總經理

02 2757 8888 88867

[junya.hashimoto@tw.ey.com](mailto:junya.hashimoto@tw.ey.com)

持木 直樹 協理

02 2757 8888 20652

[naoki.mochigi1@tw.ey.com](mailto:naoki.mochigi1@tw.ey.com)

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる 個人情報取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、[ey.com/zh\\_tw](https://ey.com/zh_tw)をご覧ください。

© 2023 EY Taiwan.  
All Rights Reserved.

APAC NO.14007623  
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/zh\\_tw](https://ey.com/zh_tw)

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

